

会議の名称	令和3年第9回本庄市農業委員会総会
開催日時	令和3年8月25日(水) 午後2時から 午後3時まで
開催場所	本庄市役所 大会議室
出・欠席者	別紙のとおり(緊急事態宣言中のため農業委員のみで開催)
議事日程	1 開会 2 あいさつ 3 議事録署名委員及び書記の指名 4 付議事件の上程、提案理由及び内容の説明、質疑並びに採決 (1) 第48号議案 農地法第3条の規定による許可申請について (2) 第49号議案 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について(通年) (3) 第50号議案 農地中間管理事業に係る農用地利用配分計画(案)について(通年) (4) 第51号議案 農地中間管理事業に係る農用地利用配分計画(案)について(期間) (5) 第52号議案 農地法第5条の規定による許可申請について (6) 報告第34号 農地法第3条第1項第13号の規定による届出について (7) 報告第35号 農地法第3条の3の規定による届出について (8) 報告第36号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出について (9) 報告第37号 農地法第6条の規定による農地所有適格法人の報告について (10) 報告第38号 農地法第18条第6項の規定による通知について (11) 報告第39号 認定電気通信業者の行う中継施設等の設置に伴う事業計画について 5 事務局連絡事項 6 閉会

配付資料	1 令和3年第9回本庄市農業委員会総会議事日程 2 令和3年第9回本庄市農業委員会総会議案 3 事務局連絡事項
主管課	農業委員会事務局

議 事 録

会 議 の 経 過	
発 言 者	発 言 内 容
事務局長	<p>それでは、定刻となりましたので、これより総会を始めさせていただきます。お手元にお配りしております議事日程に従いまして進めさせていただきます。まず、議事日程1の開会を細野会長代理にお願いいたします。</p>
細野会長代理	<p>こんにちは。本日はお忙しい中、お集まりいただき誠にありがとうございます。それでは、ただ今から令和3年第9回本庄市農業委員会総会を開会いたします。よろしくをお願いいたします。</p>
事務局長	<p>ありがとうございました。</p> <p>次に、議事日程2あいさつに移ります。田端会長よりご挨拶をお願いいたします。</p>
田端会長	<p>皆さまこんにちは。事務局長からも話があったとおり、緊急事態宣言中でありますので農業委員のみで総会を開催することになりました。本庄市でも昨日9人の感染者が出ています。これまでは宣言の2週間後には効果が出ていましたが、今回は依然として感染者が増えています。そのような状況でありますので、これまで以上の対策が必要とされているなかで農業委員会においても農業委員だけで開催させていただきたいと思っております。慎重審議のほどよろしくをお願いいたします。</p>
事務局長	<p>ありがとうございました。</p> <p>次に、総会の定足数についてでございます。農業委員会等に関する法律第27条第3項に「総会は、現に在任する委員の過半数が出席しなければ、開くことができない」と規定されております。本日の総会は、在任農業委員19名中19名の出席で、定足数に達しておりますので、総会が成立しておりますことをご報告いたします。</p> <p>これより議事に入ります。本庄市農業委員会総会会議規則第5条の規定により、田端会長に議長をお願いいたします。よろしくをお願いいたします。</p>

議長	<p>議事日程3議事録署名委員及び書記の指名でございますが、慣例により、私から指名させていただきます。本日は、16番間正委員、17番木村文子委員の両名をお願いいたします。また、会議書記は、事務局の高群補佐を指名します。</p> <p>次に、議事日程4付議事件の上程、提案理由及び内容の説明、質疑並びに採決に入ります。本日の付議事件は、議事日程のとおり議案5件及び報告6件であります。</p> <p>まず、第48号議案「農地法第3条の規定による許可申請について」を上程いたします。事務局より説明願います。</p>
事務局長	<p>第48号議案を説明いたしますので、議案書1ページをご覧ください。</p> <p>第48号議案農地法第3条の規定による許可申請について、ご説明申し上げます。本議案につきましては、農地法第3条第1項の規定により、別紙申請について処分したいので、ご提案申し上げるものでございます。議案内容ですが、農地法第3条の規定により、別紙の許可申請に係る処分の議決を求めるものでございます。本日提出、会長。</p> <p>申請内容については、2ページをご覧ください。申請件数は、2件となります。その内訳は、2件とも売買による所有権移転でございます。</p> <p>次に、農地の権利移動についての許可判断要件をご説明いたします。農地法第3条第2項に許可判断の要件が規定されておまして、まず、全部効率利用要件で、農地の全てを効率的に利用して耕作の事業を行うこと。次に、農作業常時従事要件で、農作業に常時従事すること。次に、下限面積要件で、本庄市では経営面積の合計が50a以上であること。次に、地域との調和要件で、周辺の農地利用に悪影響を与えないこととなっております。農地の受け手がこれらすべての要件を満たしていないと許可できないこととなっております。以上でございます。</p>
議長	<p>それでは、整理番号1及び整理番号2を、順番に事務局から説明、地区担当委員から報告をいただきました後に、一括でご質疑いただき、その後、一括審議とさせていただきますので、よろしく願いいたします。それでは、整理番号1について、事務局より説明を求めます。</p>
事務局長	<p>整理番号1を説明いたしますので、2ページをご覧ください。申請人の住所氏名は、記載のとおりです。申請地は、仁手地内の田2筆及び大字なし地内の畑1筆、面積は記載のとおりです。売買による所有権移転です。経営状況は、記載のとおりです。地区担当は、福島公博委員及び細野会長代理でございます。なお、申請地位置図は、3ページ及び4ページになります。</p> <p>受人所有農地の現地調査及び書類審査を事務局において実施しましたとこ</p>

	<p>ろ、農地法第3条第2項の許可判断要件すべてを満たしているものと考えます。以上でございます。</p>
議長	<p>整理番号1についてですが、地区がまたがっておりますので、地区担当の委員がお二方となります。まずは、福島公博委員の報告をお願いいたします。</p>
福島委員	<p>4番福島です。整理番号1について、報告させていただきます。8月21日午後2時頃、吉田推進委員と受人から聞き取りを行い、所有農地の確認をしました。申請地の概要につきましては、議案書3ページ3-1-1から4ページ3-1-2の地図をご覧ください。申請地は、1筆はJA埼玉ひびきの本庄北支店から東に400m、もう1筆は北東に300mほどの場所に位置しております。つぎに、受人の状況についてですが、耕作は本人と妻、母と従業員の計20名にて行っており、本人の農業従事日数は300日です。農機具はトラック等7台、トラクター4台、管理機6台、田植機1台、ネギの移植機1台、ブロッコリーの移植機1台、動力噴霧器2台を所有しております。申請地は、水稻を作付けしたいということです。</p> <p>なお、受人申請地及び所有農地の耕作状況を現地確認したところ、すべての農地が問題なく利用されておりました。周辺農地への支障の恐れもないと思われます。以上で報告を終わらせていただきます。</p> <p>皆さまの慎重審議のほど、よろしくお願い申し上げます。</p>
議長	<p>次に、細野会長代理の報告をお願いいたします。</p>
細野会長代理	<p>続いて、1番細野より報告いたします。8月21日午後1時頃、細野林之助推進委員と現地確認調査を行いました。3ページ3-1-1の地図をご覧ください。申請地は、JA埼玉ひびきの本庄北支店から東に400mほどの場所に位置しております。申請地は、ブロッコリーを作付けしたいということです。</p> <p>なお、受人申請地及び所有農地の耕作状況を現地確認したところ、すべての農地が問題なく利用されておりました。周辺農地への支障の恐れもないと思われます。以上で報告を終わらせていただきます。</p>
議長	<p>次に、整理番号2について、事務局より説明を求めます。</p>
事務局長	<p>整理番号2を説明いたしますので、2ページをご覧ください。申請人の住所氏名は、記載のとおりです。申請地は、児玉町飯倉地内の畑1筆、面積は記載のとおりです。売買による所有権移転です。経営状況は、記載のとおりです。地区担当は、鈴木良美委員でございます。なお、申請地位置図は、5ページになります。</p> <p>受人所有農地の現地調査及び書類審査を事務局において実施しましたところ、農地法第3条第2項の許可判断要件すべてを満たしているものと考えま</p>

	す。以上でございます。
議長	整理番号2について、鈴木良美委員の報告をお願いいたします。
鈴木良美委員	<p>15番鈴木です。整理番号2について、報告させていただきます。8月19日午前9時頃、鈴木誠推進委員と、受人から聞き取りを行い、所有農地の確認をしました。申請地の概要につきましては、議案書5ページ3-2の地図をご覧ください。申請事由は売買となります。申請地は、飯倉集落農業センターから南に100メートルほどの場所に位置しております。</p> <p>つぎに、受人の状況についてですが、耕作は本人と妻の計2名にて行っており、本人の農業従事日数は150日です。農機具はトラクター2台、フォークリフト2台、ショベルカー2台、ダンプカー2台を近隣に住む家族から貸借しております。申請地は、野菜を作付けしたいということです。</p> <p>なお、受人申請地及び所有農地の耕作状況を現地確認したところ、すべての農地が問題なく利用されておりました。周辺農地への支障の恐れもないと思われます。以上で報告を終わらせていただきます。</p> <p>皆さまの慎重審議のほど、よろしくお願い申し上げます。</p>
議長	<p>整理番号1及び整理番号2の説明および報告について、ご質疑がありましたらお願いいたします。</p> <p>(なし)</p> <p>それでは、お諮りいたします。整理番号1及び整理番号2の許可申請について、許可することに、ご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>ご異議ございませんので、許可といたします。</p> <p>次に、第49号議案「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について(通年)」を上程いたします。事務局より説明願います。</p>
事務局長	<p>第49号議案を説明いたしますので、議案書6ページをご覧ください。</p> <p>第49号議案農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について(通年)をご説明申し上げます。本議案につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、別紙農用地利用集積計画を決定したいので、ご提案申し上げます。議案内容ですが、農業経営基盤強化促進法第18条の規定により、別紙の農用地利用集積計画の決定に係る議決を求めるものでございます。本日提出、会長。</p> <p>計画内容については、7ページ及び8ページをご覧ください。今回の申請件数は、9件です。田7筆及び畑8筆の面積合計22,161㎡の利用権設定でございます。</p>

	<p>それらのうち、８ページのNo. 9の3筆については、農地中間管理事業として埼玉県農林公社が借主となり、出し手との利用権設定でございます。</p> <p>次に、農用地利用集積計画について説明します。農用地利用集積計画は、農業委員会の決定を経て市で公告しますが、決定の要件としては農業経営基盤強化促進法第18条第3項の規定により、市で定めた基本構想に適合することが必要でございます。</p> <p>本庄市では、利用権の設定等を受ける者が備えるべき要件として、全ての農用地を効率的に耕作又は養畜の事業を行うと認められること、耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められること、その者が農業によって自立しようとする意欲と能力を有すると認められること、その者の農業経営に主として従事すると認められる青壮年の農業従事者がいるものとされており、以上の要件を全て備えることと定めております。今回の農用地利用集積計画の内容は、これらの要件を満たしているものと考えます。以上でございます。</p>
議長	<p>第49号議案について、皆さんからご質疑がございましたらお願いいたします。</p> <p>(なし)</p> <p>それでは、お諮りいたします。第49号議案については、原案のとおり決定することに、ご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>ご異議ございませんので、第49号議案については、原案のとおり決定いたしました。</p> <p>次に、第50号議案「農地中間管理事業に係る農用地利用配分計画(案)について(通年)」を上程いたします。事務局より説明願います。</p>
事務局長	<p>第50号議案を説明いたしますので、議案書9ページをご覧ください。</p> <p>第50号議案農地中間管理事業に係る農用地利用配分計画(案)について(通年)を、ご説明申し上げます。</p> <p>本議案につきましては、本庄市が農地中間管理機構へ提出する別紙農用地利用配分計画(案)に対しまして、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定に基づき、農業委員会の意見を決定したいので、ご提案申し上げます。議案内容ですが、本庄市の農用地利用配分計画について、別紙のとおり計画することについて意見を求めるものでございます。本日提出、会長。</p> <p>配分計画につきましては、10ページをご覧ください。農地中間管理機構が借り受けた農地を再配分したものでございます。賃借権の設定等を受ける土地</p>

	<p>が田3筆、面積合計で5,181㎡でございます。設定する権利は、すべて賃借権となっております、それらの設定を受ける者は、記載のとおりとなっております。</p> <p>農用地利用配分計画(案)に対する意見については、農地のすべてを効率的に利用して耕作等の事業を行う見込みであること、周辺の農地利用に悪影響を及ぼさないこと、必要な農作業に常時従事する見込みがあることなどの視点において、本庄市から意見を求められておりまして、今回の農用地利用配分計画(案)の内容については、これらの要件を全て満たしているものと考えます。以上でございます。</p>
<p>議長</p>	<p>第50号議案について、皆さんから、ご質疑がございましたらお願いいたします。</p> <p>(なし)</p> <p>それでは、お諮りいたします。</p> <p>第50号議案については、原案のとおり計画することに、ご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>ご異議ございませんので、第50号議案については、原案のとおり計画することに「意見なし」で本庄市長に回答いたします。</p> <p>次に、第51号議案「農地中間管理事業に係る農用地利用配分計画(案)について(期間)」を上程いたします。事務局より説明願います。</p>
<p>事務局長</p>	<p>第51号議案を説明いたしますので、議案書11ページをご覧ください。</p> <p>第51号議案農地中間管理事業に係る農用地利用配分計画(案)について(期間)を、ご説明申し上げます。</p> <p>本議案につきましては、本庄市が農地中間管理機構へ提出する農用地利用配分計画(案)に対しまして、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定に基づき、農業委員会の意見を決定したいので、ご提案申し上げるものでございます。議案内容ですが、本庄市の農用地利用配分計画について、別紙のとおり計画することについて意見を求めるものでございます。本日提出、会長。</p> <p>配分計画については、12ページをご覧ください。賃借権の設定等を受ける土地が田3筆、面積合計で、5,181㎡でございます。設定する権利は、すべて麦作期間の使用貸借となっております、それらの設定を受ける者は、記載のとおりとなっております。</p> <p>農用地利用配分計画(案)に対する意見については、農地のすべてを効率的に利用して耕作等の事業を行う見込みであること、周辺の農地利用に悪影響</p>

	<p>を及ぼさないこと、必要な農作業に常時従事する見込みがあることなどの視点において、本庄市から意見を求められておりまして、今回の農用地利用配分計画（案）の内容については、これらの要件を全て満たしているものと思われまます。以上でございます。</p>
議長	<p>第51号議案について、皆さんから、ご質疑がございましたらお願いいたします。</p> <p>（なし）</p> <p>それでは、お諮りいたします。</p> <p>第51号議案については、原案のとおり計画することに、ご異議ございませんか。</p> <p>（異議なし）</p> <p>ご異議ございませんので、第51号議案については、原案のとおり計画することに「意見なし」で本庄市長に回答いたします。</p> <p>次に、第52号議案「農地法第5条の規定による許可申請について」を上程いたします。事務局より説明願います。</p>
事務局長	<p>第52号議案を説明いたしますので、議案書13ページをご覧ください。</p> <p>第52号議案農地法第5条の規定による許可申請について、ご説明申し上げます。本議案につきましては、農地法第5条第3項の意見を付して、埼玉県知事に送付するため、別紙申請について意見の決定をしたいので、ご提案申し上げます。議案内容ですが、農地法第5条の規定により、別紙の許可申請について意見を求めるものでございます。本日提出、会長。</p> <p>申請内容については、14ページ及び15ページをご覧ください。申請件数は、11件で、その内訳は、賃借権1件、使用貸借権3件、所有権移転6件、地上権1件でございます。以上でございます。</p>
議長	<p>それでは、整理番号1から整理番号11までを、順番に事務局から説明、地区担当委員からの報告をいただきました後に、ご質疑いただき、その後、一括審議とさせていただきますと存じますので、よろしくお願いたします。</p> <p>それでは、整理番号1について、事務局より説明を求めます。</p>
事務局長	<p>整理番号1を説明いたしますので、議案書14ページをご覧ください。申請人の住所氏名は、記載のとおりです。申請地は、児玉町秋山地内の畑1筆、面積は記載のとおりです。権利区分は、賃借権です。申請事由は、埋蔵文化財発掘調査に伴う工事用地のための一時転用です。用途地域は、指定なしです。地区担当は、間正委員でございます。</p> <p>申請地は、16ページをご覧ください。当該申請地に隣接する西側の土地は、受人が変電所の新設を計画し、令和3年5月21日付けで、農地転用の許可が</p>

	<p>下りています。その土地については、埋蔵文化財包蔵地域であることから、試掘調査の結果、遺跡発掘調査を実施することになったとのことで、今回、変電所新設予定地の発掘調査実施に伴う掘削土や車両置場の工事用地として、一時転用の許可申請となったものです。</p> <p>5-1については、埋蔵文化財発掘調査工事のための一時転用であり、一時転用については、農用地区域内農地であっても許可することができることとされており、また、一時転用は、その利用に供された後にその土地が耕作の目的に供されることが確実に認められるときは、許可されることとなりますが、申請書類には、工事後においては、原状回復する旨が記載されており、その農地の復元性が認められることから、本申請は許可相当であるものと考えます。また、一般基準の不許可相当に該当する項目は、申請書類を審査する限りにおいて、ないものと考えます。以上でございます。</p>
議長	整理番号1について、間正委員の報告をお願いいたします。
間正委員	<p>16番間正より報告します。8月18日午後3時頃、福田推進委員と現地を確認しました。16ページ5-1の地図をご覧ください。申請地西側の土地は、過日の総会で変電所施設を建築するという事で許可相当とされています。その建築予定地の埋蔵文化財の発掘調査のため、隣地を一時転用して資材置き場として利用したいということです。</p> <p>皆さまの慎重審議のほど、よろしくお願い申し上げます。</p>
議長	次に、整理番号2について、事務局より説明を求めます。
事務局長	<p>整理番号2を説明いたしますので、議案書14ページをご覧ください。申請人の住所氏名は、記載のとおりです。申請地は、堀田地内の畑1筆、面積は記載のとおりです。権利区分は、使用貸借権です。申請事由は、自己用住宅用地です。用途地域は、指定なしです。都市計画法第34条第11号の指定区域となっています。地区担当は、金井委員でございます。</p> <p>申請地は、17ページをご覧ください。5-2については、農用地区域内農地及び甲種農地には該当せず、農地の集団性が10ヘクタール未満であることから第2種農地と判断いたしました。第2種農地の転用である本申請は、申請地に替えて周辺の他の土地を供することによって、申請事業の目的を達成することができないと認められることから、立地基準を満たしており、また、申請書類を審査する限りにおいて、一般基準の不許可相当に該当する項目もないことから、本申請は許可相当であるものと考えます。以上でございます。</p>
議長	整理番号2について、金井委員の報告をお願いいたします。
金井委員	3番金井より報告します。8月23日午後1時ごろ、糸原推進委員と現地を確認しました。17ページ5-2の地図をご覧ください。

	<p>申請地は旧中山道から北へ約100mほど、堀田諏訪神社より西へ50mほどに位置しています。申請事由は自己用住宅用地です。受人は現在実家に同居しています。実家から自立したいと思いましたが、資産を所有していないので祖母に相談したところ申請地の提供を受けることができました。資金の目途がついたので自己用住宅を建設したいとのことです。申請地を使用貸借にて自己用住宅用地として利用します。集落の中にある農地ですので転用に当たっては特に問題ないかと思われまます。</p> <p>皆さまの慎重審議のほど、よろしくお願い申し上げます。</p>
議長	次に、整理番号3について、事務局より説明を求めます。
事務局長	<p>整理番号3を説明いたしますので、議案書14ページをご覧ください。申請人の住所氏名は、記載のとおりです。申請地は、児玉町長沖地内の畑1筆、面積は記載のとおりです。権利区分は、使用貸借権です。申請事由は、貸家住宅用地です。用途地域は、指定なしです。地区担当は、田端会長でございます。</p> <p>申請地は、18ページをご覧ください。5-3については、農用地区域内農地及び甲種農地には該当せず、農地の集団性が10ヘクタール未満であることから第2種農地と判断いたしました。第2種農地の転用である本申請は、申請地に替えて周辺の他の土地を供することによって、申請事業の目的を達成することができないと認められることから、立地基準を満たしており、また、申請書類を審査する限りにおいて、一般基準の不許可相当に該当する項目もないことから、本申請は許可相当であるものと考えます。以上でございます。</p>
田端会長	<p>整理番号3について、私から報告させていただきます。8月18日午後2時半頃から倉野内推進委員と2人で現地確認をしてみました。18ページ5-3の地図をご覧くださいと思います。</p> <p>申請地は主要地方道秩父児玉線の金屋南の交差点から南へ約300メートルに位置しています。受人と渡人は親子で、息子が親から申請地を借りて貸家住宅を建築する予定とのことです。周辺も貸家住宅が立ち並び、他の空いている場所は太陽光発電用地になっているので、何ら農地には影響がないと思われまますが、皆さまの慎重審議のほど、よろしくお願い申し上げます。</p>
議長	次に、整理番号4について、事務局より説明を求めます。
事務局長	<p>整理番号4を説明いたしますので、議案書14ページをご覧ください。申請人の住所氏名は、記載のとおりです。申請地は、栗崎地内の田2筆、面積は記載のとおりです。権利区分は、所有権移転です。申請事由は、敷地拡張による駐車場及び資材置場用地です。用途地域は、指定なしです。令和3年4月2日付けで、農振農用地区域から公共事業の実施に伴う施設移転用地として除外されています。地区担当は、立石委員でございます。</p>

	<p>申請地は、19ページをご覧ください。5-4については、農用地区域から除かれているものの、農地の集団性が10ヘクタール以上の集団の農地であることから第1種農地と判断いたしました。第1種農地の転用は、原則として不許可相当ではありますが、申請事由が敷地拡張による駐車場及び資材置場用地であるため、第1種農地の不許可の例外として、農地法施行規則第35条第5号に規定する「既存の施設の拡張」に該当し、許可相当になるものと考えます。また、一般基準の不許可相当に該当する項目は、申請書類を審査する限りにおいて、ないものと考えます。以上でございます。</p>
議長	<p>整理番号4について、立石委員の報告をお願いいたします。</p>
立石委員	<p>8番立石より報告します。8月21日午後2時ごろ、内田推進委員と受人から話を聞いてまいりました。19ページ5-4の地図をご覧ください。</p> <p>申請地は新幹線の側道深谷方面に向かい、深谷市との行政境に近い場所に位置しています。この用地は県道本庄花園線の残地で、今回、受人は県に提供した用地の代替としてこの農地を取得し、今後は事業に利用していきたいということです。公共用地の代替えということですので転用にあたっては何ら問題ないかと考えられます。</p> <p>皆さまの慎重審議のほど、よろしくお願い申し上げます。</p> <p>それと、受人からの話ですと、受人が所有する農地と申請地の間に農道があり、市から払い下げを受ける予定と聞いています。議案の地図には農道の記載はありませんが、どのような状況なのか事務局に後ほど説明を求めます。</p>
議長	<p>次に、整理番号5について、事務局より説明を求めます。</p>
事務局長	<p>整理番号5を説明いたしますので、議案書14ページをご覧ください。申請人の住所氏名は、記載のとおりです。申請地は、西富田地内の畑2筆、面積は記載のとおりです。権利区分は、所有権移転です。申請事由は、自己用住宅用地です。用途地域は、指定なしです。都市計画法第34条第11号の指定区域となっています。地区担当は、岡芹委員でございます。</p> <p>申請地は、20ページをご覧ください。5-5については、農用地区域内農地及び甲種農地には該当せず、農地の集団性が10ヘクタール未満であることから第2種農地と判断いたしました。第2種農地の転用である本申請は、申請地に替えて周辺の他の土地を供することによって、申請事業の目的を達成することができないと認められることから、立地基準を満たしており、また、申請書類を審査する限りにおいて、一般基準の不許可相当に該当する項目もないことから、本申請は許可相当であるものと考えます。以上でございます。</p>
議長	<p>整理番号5について、岡芹委員の報告をお願いいたします。</p>
岡芹委員	<p>9番岡芹より報告します。8月19日午前9時頃から、門倉推進委員と現地</p>

	<p>確認をしました。議案書20ページ、5-5の地図をご覧ください。</p> <p>申請地は、国道462号線西富田歩道橋の信号交差点から西へ300メートルほどの場所にあたります。道路北側の延命寺の西側で集落の中に位置しています。申請事由は自己用住宅用地です。申請地周辺は住宅が立ち並び、他の農地へ支障をきたす恐れもないことから、転用にあたっては特に問題ないかと思われます。</p> <p>皆様の慎重審議、よろしくお願ひいたします。</p>
議長	次に、整理番号6について、事務局より説明を求めます。
事務局長	<p>整理番号6を説明いたしますので、議案書14ページをご覧ください。申請人の住所氏名は、記載のとおりです。申請地は、児玉町児玉地内の畑2筆、面積は記載のとおりです。権利区分は、所有権移転です。申請事由は、自己用住宅用地です。用途地域は、準工業地域です。地区担当は、宮部延一委員でございます。</p> <p>申請地は、21ページをご覧ください。5-6については、準工業地域に存していますので、第3種農地と判断いたしました。第3種農地の転用は、原則、許可相当であることから立地基準を満たしており、また、申請書類を審査する限りにおいて、一般基準の不許可相当に該当する項目もないことから、本申請は、許可相当であるものと考えます。以上でございます。</p>
議長	整理番号6について、宮部延一委員の報告をお願いいたします。
宮部延一委員	<p>10番宮部より報告します。8月20日午後1時ごろ、田島推進委員と現地確認をしました。21ページ5-6の地図をご覧ください。</p> <p>申請地は八高線の南200メートルほどに位置しています。申請事由は自己用住宅用地です。用途地域は準工業地域です。周辺は見てのとおり、住宅街で転用にあたっては特に問題ないと思われます。</p> <p>皆様の慎重審議よろしくお願ひします。</p>
議長	次に、整理番号7について、事務局より説明を求めます。
事務局長	<p>整理番号7を説明いたしますので、議案書14ページをご覧ください。申請人の住所氏名は、記載のとおりです。申請地は、児玉町下浅見地内の田1筆、面積は記載のとおりです。権利区分は、地上権です。申請事由は、太陽光発電施設用地です。用途地域は、指定なしです。地区担当は、小賀野委員でございます。</p> <p>申請地は、22ページをご覧ください。5-7については、農用地区域内農地及び甲種農地には該当せず、農地の集団性が10ヘクタール未満であることから第2種農地と判断いたしました。第2種農地の転用である本申請は、申請地に替えて周辺の他の土地を供することによって、申請事業の目的を達成</p>

	<p>することができないと認められることから、立地基準を満たしており、また、申請書類を審査する限りにおいて、一般基準の不許可相当に該当する項目もないことから、本申請は許可相当であるものと考えます。以上でございます。</p>
議長	<p>整理番号7について、小賀野委員の報告をお願いいたします。</p>
小賀野委員	<p>19番小賀野より報告します。8月18日午前11時ごろ、山本推進委員と現地を確認しました。22ページ5-7の地図をご覧ください。</p> <p>申請地は下浅見地区を南北に走る市道1級21号線より東へ約100m入った下浅見集落内にあります。申請事由は太陽光発電施設用地で地権者は申請地の管理が困難になり、申請人と相談の上、太陽光発電施設として利用することで話がまとまったとのこととあります。現地確認を行いました。周辺の農地への影響もなく、転用にあたっては特に問題ないかと思えます。</p> <p>皆様の慎重審議をよろしくお願い申し上げます。</p>
議長	<p>次に、整理番号8について、事務局より説明を求めます。</p>
事務局長	<p>整理番号8を説明いたしますので、議案書15ページをご覧ください。申請人の住所氏名は、記載のとおりです。申請地は、児玉町秋山地内の畑1筆、面積は記載のとおりです。権利区分は、所有権移転です。申請事由は、自己用住宅用地です。用途地域は、指定なしです。地区担当は、間正委員でございます。</p> <p>申請地は、23ページをご覧ください。5-8については、農用地区域から除かれているものの、農地の集団性が10ヘクタール以上の集団の農地であることから第1種農地と判断いたしました。第1種農地の転用は、原則として不許可相当ではありますが、申請事由が自己用住宅用地であるため、第1種農地の不許可の例外として、農地法施行規則第33条第4号に規定する「住宅、その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの。」に該当し、許可相当になるものと考えます。また、一般基準の不許可相当に該当する項目は、申請書類を審査する限りにおいて、ないものと考えます。以上でございます。</p>
議長	<p>整理番号8について、間正委員の報告をお願いいたします。</p>
間正委員	<p>16番間正より報告します。8月18日午後3時半頃、福田推進委員と現地を確認しました。23ページ5-8の地図をご覧ください。</p> <p>申請地は以前から福田推進委員に相談があった場所で、祖母と父が所有している土地を家族会議の結果、受人が家を建築する希望があり、今回の申請に至ったとのこととあります。申請地西側の土地も父名義の土地で周辺の農地に影響もないことから転用にあたっては特に問題ないかと思われま。現地を確認したところ、住宅に適している場所かと思えます。</p> <p>皆さまの慎重審議のほど、よろしくお願い申し上げます。</p>

議長	次に、整理番号9について、事務局より説明を求めます。
事務局長	<p>整理番号9を説明いたしますので、議案書15ページをご覧ください。申請人の住所氏名は、記載のとおりです。申請地は、児玉町飯倉地内の畑1筆、面積は記載のとおりです。権利区分は、使用貸借権です。申請事由は、進入路用地です。当該申請地の北側の宅地に住宅を建築するにあたり接道を設定するための申請となります。用途地域は、指定なしです。地区担当は、鈴木良美委員でございます。</p> <p>申請地は、24ページをご覧ください。5-9については、農用地区域内農地及び甲種農地には該当せず、農地の集団性が10ヘクタール未満であることから第2種農地と判断いたしました。第2種農地の転用である本申請は、申請地に替えて周辺の他の土地を供することによって、申請事業の目的を達成することができないと認められることから、立地基準を満たしており、また、申請書類を審査する限りにおいて、一般基準の不許可相当に該当する項目もないことから、本申請は許可相当であるものと考えます。</p> <p>なお、当該申請地につきましては、40年以上前から進入路として使用している状況でした。今般、住宅を建築するにあたり、当該申請地が農地であり、農地法違反であることを認識したとのことでございます。申請人から始末書が提出され、改めて農地法の許可を得て是正したく申請に至ったとのことでございます。以上でございます。</p>
議長	整理番号9について、鈴木良美委員の報告をお願いいたします。
鈴木良美委員	<p>15番鈴木より報告します。8月22日午前10時ごろ、鈴木誠推進委員と現地を確認しました。25ページ5-10の地図をご覧ください。</p> <p>申請地は国道462号線沿いに位置しております。申請人は妻の親の土地を借り受け、住宅を建てる予定ですが、一体利用する宅地部分について建築基準法上の接道がないため申請地を進入路として利用するそうです。周辺は宅地化が進み、農地に支障をきたす恐れもないことから転用に当たっては特に問題ないと思われまます。</p> <p>皆様の慎重審議よろしく申し上げます。</p>
議長	次に、整理番号10について、事務局より説明を求めます。
事務局長	<p>整理番号10を説明いたしますので、議案書15ページをご覧ください。申請人の住所氏名は、記載のとおりです。申請地は、児玉町田端地内の田1筆、面積は記載のとおりです。権利区分は、所有権移転です。申請事由は、建売分譲住宅用地です。用途地域は、指定なしです。地区担当は、鳥澤委員でございます。</p> <p>申請地は、25ページをご覧ください。5-10については、農用地区域か</p>

	<p>ら除かれているものの、農地の集団性が10ヘクタール以上の集団の農地であることから第1種農地と判断いたしました。第1種農地の転用は、原則として不許可相当ではありますが、申請事由が自己用住宅用地であるため、第1種農地の不許可の例外として、農地法施行規則第33条第4号に規定する「住宅、その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの。」に該当し、許可相当になるものと考えます。また、一般基準の不許可相当に該当する項目は、申請書類を審査する限りにおいて、ないものと考えます。以上でございます。</p>
議長	<p>整理番号10について、鳥澤委員の報告をお願いいたします。</p>
鳥澤委員	<p>14番鳥澤より報告します。8月22日午後1時ごろ、鈴木幹雄推進委員と現地を確認しました。25ページ5-10の地図をご覧ください。</p> <p>申請地はセルディから北へ1キロぐらいの田端集落内の道路に面した場所に位置しています。申請事由は建売分譲住宅用地です。申請地周辺は集落に接した住宅であり、周辺の農地への支障はないことから転用にあたっては特に問題ないかと思われまます。</p> <p>皆さまの慎重審議のほど、よろしくお願ひ申し上げます。</p>
議長	<p>次に、整理番号11について、事務局より説明を求めます。</p>
事務局長	<p>整理番号11を説明いたしますので、議案書15ページをご覧ください。申請人の住所氏名は、記載のとおりです。申請地は、児玉町児玉地内の畑1筆、面積は記載のとおりです。権利区分は、所有権移転です。申請事由は、資材置場用地です。用途地域は、第1種中高層住居専用地域です。地区担当は、宮部延一委員でございます。</p> <p>申請地は、26ページをご覧ください。5-11については、第1種中高層住居専用地域に存していますので、第3種農地と判断いたしました。第3種農地の転用は、原則、許可相当であることから立地基準を満たしており、また、申請書類を審査する限りにおいて、一般基準の不許可相当に該当する項目もないことから、本申請は、許可相当であるものと考えます。以上でございます。</p>
議長	<p>整理番号11について、宮部延一委員の報告をお願いいたします。</p>
宮部延一委員	<p>10番宮部より報告します。8月20日午後1時ごろ、田島推進委員と現地確認し、受人から話を聞いてまいりました。26ページ5-11の地図をご覧ください。申請地は児玉郵便局から西へ150メートルほどの場所、受人の事務所の隣接地にあります。</p> <p>申請事由は資材置場用地です。受人は建設業を営んでおり、今回規模拡大に伴い、資材置場の確保が急務となってきました。申請地は事務所の隣接地であり、防犯上も安全なため今回の申請に至りました。用途地域は第一種中高層住</p>

	<p>居専用地域です。周辺は宅地化も進み、農地に支障はないことから転用に当たっては特に問題ないと思われます。</p> <p>皆様の慎重審議よろしく申し上げます。</p>
議長	<p>皆様からのご質疑の前に、先ほど整理番号4で立石委員から話がありました道路の件で事務局より報告いたします。</p>
事務局	<p>整理番号4について、議案資料は市道部分の記載がありませんが、申請書添付の公図には道路の位置が示されていますので、手続き上、特に問題はありません。</p>
議長	<p>それでは、整理番号1から整理番号11までの説明及び報告に対しまして、ご質疑がありましたらお願いいたします。</p> <p>(なし)</p> <p>それでは、お諮りいたします。整理番号1から整理番号11までについて、許可相当とすることに、ご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>ご異議ございませんので、許可相当として県知事に意見を送付いたします。</p> <p>以上で、議案審議を終了いたします。</p> <p>続きまして、報告に入ります。報告につきまして、報告第34号から報告第39号までを、順番に事務局より申し上げます。</p>
事務局長	<p>まずは、報告第34号を説明いたしますので、議案書27ページをご覧ください。</p> <p>報告第34号農地法第3条第1項第13号の規定による届出について、農地法第3条第1項第13号の規定により、別紙の届出について本庄市農業委員会事務決裁規程第3条の規定により専決したので報告するものでございます。本日提出、会長。</p> <p>届出内容については、28ページをご覧ください。専決処分件数は、1件です。農地中間管理機構である埼玉県農林公社が間に入り、農地売買等事業の実施により農地の権利を取得する場合は、あらかじめ農業委員会へ届け出ることにより農業委員会の許可を必要としないという規定による届出でございます。以上でございます。</p> <p>続きまして、報告第35号を説明いたしますので、議案書29ページをご覧ください。</p> <p>報告第35号農地法第3条の3の規定による届出について、農地法第3条の3の規定により、別紙の届出について本庄市農業委員会事務決裁規程第3条の規定により専決したので報告するものでございます。本日提出、会長。</p> <p>届出内容については、30ページをご覧ください。専決処分件数は、2件で</p>

す。相続等により農地を取得した場合は、遅滞なく農業委員会へ届け出なければならないという規定による届出でございます。以上でございます。

続きまして、報告第36号を説明いたしますので、議案書31ページをご覧ください。

報告第36号農地法第5条第1項第7号の規定による届出について、農地法第5条第1項第7号の規定により、別紙の届出について本庄市農業委員会事務決裁規程第3条の規定により専決したので報告するものでございます。本日提出、会長。

届出内容については、32ページ及び33ページをご覧ください。専決処分件数は、9件です。市街化区域内にある農地を農地以外のものにして、所有権の移転などをする場合は、あらかじめ農業委員会に届け出ることによって県知事の許可を必要としないという規定による届出でございます。以上でございます。

続きまして、報告第37号を説明いたしますので、議案書34ページをご覧ください。

報告第37号農地法第6条の規定による農地所有適格法人の報告について、農地法第6条第1項の規定により、別紙のとおり報告書が提出されたので報告するものでございます。本日提出、会長。

報告書の提出件数は、1件で、その報告書が35ページ及び36ページのとおりとなっております。

農地所有適格法人とは、耕作目的での農地の所有権などの権利の取得が認められている農地法上の法人でございます。農地所有適格法人となるための要件は、「法人形態要件」「構成員要件」「事業要件」「役員要件」となっております。これらの要件は、設立時のみでなく、設立後も満たされていることが必要となります。毎事業年度の終了後、3ヶ月以内に事業の状況等を農業委員会へ報告することが義務付けられているものです。以上でございます。

続きまして、報告第38号を説明いたしますので、議案書37ページをご覧ください。

報告第38号農地法第18条第6項の規定による通知について、農地法第18条第6項の規定により、別紙農地の賃貸借契約合意解約通知書を受理し、同条第1項の規定に基づく合意解約が成立したので報告するものでございます。本日提出、会長。

通知内容については、38ページをご覧ください。賃貸借契約合意解約通知書を受理件数は、5件です。農地の賃貸借につき合意による解約の通知が農地法第18条第1項ただし書の規定により同項の許可を要しないで行われた場合には、これらの行為をした者は、農業委員会にその旨を通知しなければなら

	<p>ないという規定による通知でございます。以上でございます。</p> <p>続きまして、報告第39号を説明いたしますので、39ページをご覧ください。</p> <p>報告第39号認定電気通信事業者の行う中継施設等の設置に伴う事業計画について、農地法施行規則第53条第14号の規定により、認定電気通信事業者の行う中継施設等の設置に係る農地転用の許可は要しないが、事業計画書の提出がなされたので、別紙のとおり報告するものでございます。本日提出、会長。</p> <p>事業計画書については、40ページをご覧ください。届出件数は、2件です。以上でございます。</p>
議長	<p>報告でありますので、ご了解いただきたいと思います。</p> <p>以上で、報告を終了いたします。</p> <p>皆さまのご協力により、本日の付議事件は、すべて終了いたしました。ここで、議長の座を降ろさせていただきます。ありがとうございました。</p>
事務局長	<p>次に、議事日程5事務局連絡事項に移ります。</p> <p>（事務局説明）</p> <p>以上をもちまして、令和3年第9回本庄市農業委員会総会を閉会いたします。大変、お疲れ様でございました。</p> <p>（閉会）</p>

令和3年第9回本庄市農業委員会総会出・欠席者名簿

開催日	令和3年8月25日(水) ※緊急事態宣言中のため農業委員のみで開催
開催場所	本庄市役所 大会議室
開会時刻	午後2時
閉会時刻	午後3時
会長	田端 講一
会長代理	細野 俊文

議席番号	農業委員氏名	出欠状況	議事録署名人	地区	推進員氏名	出欠状況
1	細野 俊文	出席		藤田	糸原 直樹	
2	関根 清	出席		仁手	吉田 芳昭	
3	金井 章夫	出席			高橋 公仁	
4	福島 公博	出席		旭	戸塚 毅	
5	塩原 廣一	出席			亀田 伸一郎	
6	塩原 茂夫	出席		北泉	内田 信哉	
7	福田 武久	出席			荒井 康男	
8	立石 勝義	出席			門倉 恒茂	
9	岡芹 喜行	出席		児玉	田島 勇扇	
10	宮部 延一	出席			宮部 豊徳	
11	永尾 路子	出席		金屋	倉野内 浩	
12	田島 敏包	出席			鈴木 幹雄	
13	田端 講一	出席			鈴木 誠	
14	鳥澤 和子	出席		秋平	福田 光男	
15	鈴木 良美	出席			清水 辰雄	
16	間正 始	出席	○		根岸 正一	
17	木村 文子	出席	○	本泉	櫻井 利夫	
18	坂爪 裕	出席			木村 雅	
19	小賀野 昇	出席		共和	新井 明夫	
本庄	細野 林之助				出牛 康	
藤田	小川 忠				山本 道雄	
	福島 正紹					

説明員

事務局長	早野 悟
局長補佐兼庶務係長	高山 教子
局長補佐兼農地係長	高群 邦人
庶務係主査	飯川 佳紘
農地係主任	新井 靖子
農地係主事	小林 祥平
支所環境産業課産業係主事	相川 蘭

書記

局長補佐兼農地係長	高群 邦人
-----------	-------